

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 31 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定、保険給付並びに地域支援事業を行う事務。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一項番68の規定により、以下の事務において特定個人情報を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 4 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 地域支援事業に関する事務 12 地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 13 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 14 資料の提供等の求めに関する事務 15 「申請管理システム」に関する事務 <p>※上記に含まれる事務のうち、高額医療合算介護(予防)サービス費及び高額障害福祉サービス等給付費支給の事務において、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に一部委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> |
| ③システムの名称 | 介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト 申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 資格ファイル、賦課ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル、口座登録・連携ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 93, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93, 94の項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部長寿課 |
| ②所属長の役職名 | 長寿課長 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 健康福祉部長寿課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 TEL 0563-56-2111(代) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部長寿課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 TEL 0563-56-2111(代) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成27年12月21日 | システムの名称 | 介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 所属長 長寿課長 山内 政春 | 所属長 長寿課長 岩瀬 茂樹 | 事後 | |
| 平成28年12月1日 | 事務の概要 | 1 略 2 被保険者証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 4～10 略 11 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 | 1 略 2 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 4～10 略 11 地域支援事業に関する事務 12 地域支援事業又は介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 13 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 14 資料の提供等の求めに関する事務 ※上記に含まれる事務のうち、高額医療合算介護(予防)サービス費及び高額障害福祉サービス等給付費支給の事務において、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に一部委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 所属長 長寿課長 岩瀬 茂樹 | 所属長 長寿課長 嶋崎 広高 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 所属長 長寿課長 嶋崎 広高 | 所属長の役職名 長寿課長 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | — | 各項目を記載 | 事後 | |
| 令和2年3月4日 | IIしきい値判断項目いつ時点の計数か | 平成27年4月8日時点 | 令和2年3月4日時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | IIしきい値判断項目いつ時点の計数か | 令和2年3月4日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94の項 | 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94、95の項 | 事後 | |
| 令和3年6月21日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | IIしきい値判断項目いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 | 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項 | 事後 | |
| 令和5年1月23日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 資格ファイル、賦課ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル | 資格ファイル、賦課ファイル、収納ファイル、滞納ファイル、受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル、口座登録・連携ファイル | 事後 | |
| 令和5年1月23日 | 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68、100の項 | 事後 | |
| 令和5年1月23日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94、95の項 | (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94、121の項 | 事後 | |
| 令和5年5月18日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 1～14 略 | 1～14 略 15 「申請管理システム」に関する事務 | 事後 | |
| 令和5年5月18日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト | 介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト 申請管理システム | 事後 | |
| 令和5年5月18日 | 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68、100の項 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 | 事後 | |
| 令和5年5月18日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94、121の項 | (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94の項 | 事後 | |
| 令和5年5月18日 | IIしきい値判断項目いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年5月27日 | IIしきい値判断項目いつ時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年9月3日 | I-3 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 | 番号法第9条第1項及び別表項番100 | 事後 | |
| 令和6年9月3日 | I-4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、93、94の項 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、11、14、42、56、65、69、70、80、83、86、87、105、106、125、128、131、132、137、144、145、156、158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 | 事後 | |